

REPORT

2014年1月1日からの特許発行、 特許公開、譲渡書記録における手数料の引き下げ

2013年10月4日

2013年10月1日以降に発行された特許査定通知について、特許発行にかかる米国特許商標庁の手数料を2014年1月1日以降に納付する場合(例えば、大企業の場合、最高1120ドルの引き下げ、小企業の場合、最高710ドルの引き下げ)、著しい引き下げが適用されます。

2013年1月18日付けスペシャルレポートに記載のように、米国発明法(AIA)に基づく特許料金構成の変更は、2014年1月1日付けで実施されます。これらの変更により、発行手数料は引き下げられ、特許公開手数料は削除となり、(電子提出による譲渡書について)譲渡書記録手数料は削除となります。実用特許、意匠特許、植物特許、再発行特許の発行手数料は、下記の表のように引き下げとなります:

USPTOによると、これらの引き下げ手数料の適用には制限がありません。従って、2014年1月1日より後にこれらの手数料を納付することにより、実用特許出願における発行手数料の総額は、大企業の場合、\$2080から\$960と引き下げとなり、小企業の場合、\$1190から\$480と引き下げとなります。従って、2014年1月1日以降に、発行手数料および特許公開手数料の3ヶ月間の納付期間が終了となる場合、この日付の後まで納付を遅らせることによりかなりの費用節約が可能となります。

このような節約を考慮して、対象となる特許出願および特許についての発行日もしくは譲渡書記録を遅らせることによる費用節約を検討されますことをお勧めします。

現行手数料 (\$)		発行手数料 の変更	新規手数料 (\$)	
大企業体	小企業体		大企業体	小企業体
1,780	890	実用特許発行手数料	960	480
1,020	510	意匠特許発行手数料	560	280
1,400	700	植物特許発行手数料	760	380
1,780	890	再発行手数料	960	480
300	300	特許公開手数料	0	0

*Oliff & Berridge, PLC*は、米国バージニア州アレキサンドリア市を拠点とする知的財産法律事務所です。当事務所は、特許、著作権、商標、独占禁止法、訴訟を専門としており、世界で幅広く活躍する大企業から小規模の個人経営会社、大学、個人事業家を含む、多くの幅広い国内外のクライアントの代理人を務めています。

このスペシャルレポートは、今日重要性の高い法的論点に関する情報を提供することを意図とするものであり、法的アドバイスを提供するものでもなければ、*Oliff & Berridge, PLC*の法的見解を構成するものでもありません。このスペシャルレポートの読者が、この中に含まれる情報に基づいて、行動を起こす場合には、専門弁護士にご相談ください。

詳しくは、Tel(703) 836-6400、Fax(703) 836-2787、email@oliff.com、又は277 South Washington Street, Suite 500, Alexandria, Virginia 22314, USAまでお問い合わせください。当事務所に関する情報は、ウェブサイトwww.oliff.comにおいてもご覧いただけます。